

## 地方整備局（国土交通省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）14：50～15：40
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者  
（国土交通省）馬淵副大臣、長安政務官、他事務方  
（自治体側） 古川佐賀県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、小沢毛呂山町長  
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

---

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、国土交通省から地方整備局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：国土交通省】

- (国) 事務権限の見直しは当然ながら必要であり、平成 20 年 10 月より、道路、河川の都道府県、政令市への移管に係る個別協議を実施してきた。1つの都道府県で完結する一級河川や地域内の交通であれば、一定の範囲内で地方が望むものについて協議の対象にして移管をするということで進めてきている。一方で、移管の時期については事業箇所の整備の進捗後、移管すべきとの意向もある。
- (国) 道路については、国が責任を持つべき道路として高規格幹線道路や県庁所在地、重要都市間の道路、更には重要港湾、空港の結節の道路ということで区分をしている。河川に関しては一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管と考えている。一方で国が責任を持つべき河川として重点的に考えなければならないのは、都市圏、首都圏等、氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系や、広域的な利水あるいは電力供給などの価値の高い水系、急流河川など河川管理に高度な技術力が必要となる水系である。
- (国) 全国知事会の中間報告については、道州制あるいは基礎自治体との関係も含めて十分な御議論を頂きたい。道州制あるいは基礎自治体がどういう形でこの地域主権を形づくっていくのかということにおける受皿論ということについても十分な議論を頂きたい。また、広域的实施体制について、利害が異なる場合の調整あるいは責任の所在等々の議論が必要である。
- (国) 職員の処遇については、全国で 2 万 1 千人の職員とその家族の生活に直結しており、そのことにも十分な配慮をしながら、丁寧な議論が必要である。また、事務権限の移管に伴う財源の在り方については、基本的に社会資本整備・管理財源が建設国債で賄われていること、現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方の検討との整合性について議論が必要ではないか。
- (地) 前政権の時に決めていたことを着々と進めているということではなく、今の政権において、原則廃止ということのをベースにしてどう進めていくのかということなので、進め方がかなり違ってくるべきである。

- (地) 財源については、平成 20 年 9 月 17 日に総務省、国交省が全国知事会からの要望を受けて、財源問題について検討する方向性を取りまとめた資料がある。その後、政権交代が起き、政権交代で途中で消えてしまったのかもしれないが、進むはずだったが、進まなかったという状態があるということは、認識をして頂きたい。
- (地) 直轄国道については、住民にとっては生活道路に近いものになっていて、連続する県道や市町村道と併せて使われており、その管理については、地方に任せて頂いた方が、安くかつ住民の目線に立ったときに、適切な管理が出来るのではないかと。
- (地) 国道 16 号については、4 都県と 5 政令市で 9 都県市のサミットにおいて、地域で管理をさせてもらいたいということで意志決定している。
- (地) 河川、道路については、財源や管理水準も含め十分協議しながら進めていく必要がある。
- (国) 国道 16 号は、首都圏で唯一の国際標準規格の大きな海上コンテナが通れる環状道路であり、24 時間管理している。8 つの都県市で、14 の区間に分かれているので、その中で責任の在り方等をこれからも議論させて頂きたい。
- (国) 河川の危機管理について、洪水の時の上下の県の調整、濁水の時の融通の問題、災害時の役割をどのように生かしていくかということが重要と考える。
- (地) 都道府県間で明らかに利害が対立する場合に、どのように調整するのかということについては、今回検討が間に合っていない。大規模災害時にどうするかということも、検討材料として残っている。だからと言って、本当に国であれば、きちんとした調整ができるのかというと、それは違うと思う。さらには、国がしないといけないということと、出先機関が必要かという議論は必ずしもイコールではない。
- (地) 今回原則廃止といわれている整備局が、役割として本当に要るのか。各都道府県に任せ、そして、逆に間に本省が入って調整をするというのも一つではないか。そういった点について具体的に、整備局が例外的に要るのであれば、こんな点で必要だという点を言われた方が分かりやすいのではないかと。
- (国) 難しいということを行っているのではなく、課題を提起させていただいたと思っている。具体論について一つ一つ解決をさせて頂ければ、前に進められる。ただ、それが無い場合は、ものごとが前に進まなかったというのが前政権の協議だったと理解している。
- (戦) 手挙げ方式で先にやれるところはやらせてもらえないかという話もあるが、先行的にやるということについてどのように考えているか。
- (国) 個別協議をしながらも広域連携についての問題点も指摘させて頂いた。その課題が解決されるならば、原則廃止に向けた 1 丁目 1 番地、改革を進めていくという大臣のリーダーシップのもと、これらに取り組んでいきたい。
- (戦) 御報告頂いた内容だと、この知事会の中間報告におおむね沿って対応すると聞こえるが、それでいいのかということを変更して確認させていただきたい。
- (国) 知事会の中間報告の方向性に沿った方向で検討する。
- (戦) より精査をして具体的に、より前向きに御検討頂けるようお願いを申し上げます。

(以上)